

## 2 ふれあい動物施設等における衛生指導

栃木県北家畜保健衛生所

○黒澤圭、湯澤裕史、小島浩一

【はじめに】管内のふれあい動物施設（以下A施設）において、死亡したアヒルの雛や環境材料からサルモネラが検出される事例が発生した。このため、当所ではA施設の清浄化対策を進めるとともに、管内のふれあい動物施設等の衛生対策について聞き取り調査及び調査結果に基づく衛生指導を実施した。

【サルモネラ分離事例】A施設に対し消毒等の清浄化対策を指導するとともに、汚染状況を把握するため、飼養鳥のクロアカスワブと環境材料について細菌検査を実施した。

【聞き取り調査】管内8か所のふれあい動物施設を巡回し、各施設の衛生管理状況についての聞き取り調査及び飼養衛生管理基準の遵守等の指導を行った。

【結果】サルモネラ分離事例：サルモネラ清浄化対策として、アヒルの雛が飼養されていた畜舎及びその周囲に消石灰の散布、雛の導入及び来場者等の出入制限を指導し、約1か月後に清浄化を確認した。

管内ふれあい動物施設の聞き取り調査：管内全てのふれあい動物施設で動物エリアと非動物エリアを柵等で区分し、手指消毒設備を備えていた。しかし、動物エリアの入口と出口を区分している施設は3か所であり、感染症に関する知識が十分でない施設がみられたため、啓発用のリーフレットの配布を行った。

【まとめ】ふれあい動物施設では来場者を対象とする消毒等の衛生対策は概ね実施されていたが、飼養動物の衛生対策について、知識の習得や検査等の実施において家畜保健衛生所の役割が大きいことを認識した。ふれあい動物施設においても、人獣共通感染症や家畜伝染病が発生した場合に備え、飼養衛生管理基準の遵守指導を強化し、衛生対策の更なる推進に努めていきたい。